

令和6年度 富士河口湖町会計年度任用職員(移住コーディネーター)募集要項

富士河口湖町政策企画課では、町内への移住・定住を積極的に促進するため、町の魅力や暮らしの情報発信及び移住を検討している方の相談業務等を行っていただく移住コーディネーターを募集します。

1. 職種名及び任用形態

移住コーディネーター 富士河口湖町会計年度任用職員(パートタイム)

2. 募集人員及び所属先

1名 政策企画課

3. 主な業務内容

富士河口湖町への移住・定住を促進するため、本町のPRや移住を検討する方の相談対応など、次に掲げる業務を行っていただきます。

- 移住希望者に対する移住相談及び移住に関する情報提供に関すること。
- 移住セミナー及びフェア等の運営に関すること。
- 移住体験事業や移住者・地域住民との交流に関する事業の運営に関すること。
- 住まいや仕事、起業を支援する機関等の情報を提供すること。
- 移住・定住補助金の受付対応及び交付事務の補助に関すること。
- その他町長が必要と認めること。

4. 応募資格

次の要件をすべて満たす方とします。

- 富士河口湖町に在住もしくは、採用と同時に富士河口湖町へ住所を移すことが可能な方。
- 本町への移住定住の促進や地域の活性化に意欲と情熱のある方。地域住民と協力しながら、地域を元気にするために精力的に行動できる方
- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康な方で、誠実に業務を行うことができること。
- パソコンの基本操作(ワード、エクセル、パワーポイント)及びインターネットでの情報検索、SNS(Facebook、Instagram等)による情報発信ができる方
- 普通自動車運転免許を有する方。
- UターンやIターンなどによる移住実践者または移住に関する知見を有する方

5. 勤務場所

富士河口湖町政策企画課 〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700

6. 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

(勤務成績等によっては次年度以降に再度の任用を行うことがあります。)

7. 勤務条件等

勤務時間	平日の午前9時から午後5時まで (休憩時間1時間を除き、1日7時間00分勤務) ※原則として月曜日から金曜日までの週5日勤務。ただし、休日等勤務した場合は平日での振替・代休となります。
休日	日曜日、土曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)
報酬	月額 154,361円(当月25日支給)
費用弁償	自動車等の場合は使用距離区分に応じた月額を支給します。(通勤距離や勤務時間によっては支給されない場合もあります。)
期末・勤勉手当	給与関係の条例、規則等の規定により、期末手当・勤勉手当が支給されます。
休暇	任用期間に応じ年次有給休暇を付与します。
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。公務災害の適用あり。(勤務日数や勤務時間により対象とならない場合があります。)
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限)

8. 応募受付期間

令和6年3月19日(火)～令和6年4月22日(月)(重複の応募は不可)

9. 応募方法

次の書類を一式そろえて、募集期間内に政策企画課まで郵送もしくは窓口へ提出して下さい。

(1)富士河口湖町会計年度職員申込書	富士河口湖町所定の様式を使用してください。
(2)運転免許証の写し	両面をコピーしてください。

富士河口湖町会計年度任用職員申込書はHPまたは窓口にて配布いたします。

<窓口持参の場合>

下記提出先へ直接ご提出ください。土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで。

<郵送の場合>

提出書類一式を入れた封筒の表に「会計年度任用職員申込書」と朱書きし、「令和6年4月 22日(月)までに郵送して下さい。【当日消印有効】

<提出先>

〒401-0392

山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 富士河口湖町役場総務課職員係

※提出書類は返却いたしません。

10. 選考、採用について

提出された書類は審査及び面接を行い、3月中旬頃までに採用・不採用の連絡をします。

(面接日程は各担当部署から個別に連絡します。)

11. その他

・提出された書類は、採用、不採用にかかわらず、返却しません。また、提出書類に記載されている個人情報、この選考試験及び採用手続以外の目的に利用することはありません。

・令和 6 年第 1 回富士河口湖町議会定例会において、令和 6 年度富士河口湖町当初予算に関する議決を得なければ採用することはできません。

・通勤手当は、毎月 1 日を基準日とし、片道 2km 以上の方に通勤距離に応じて支給します。

【問い合わせ先】

富士河口湖町政策企画課企業誘致・まちづくり推進係あて

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700

TEL:0555-72-1129

E-mail:seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp